

広島県告示第 528 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 21 年 5 月 25 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	廿日市市宮内字佐原田 4209 の 2 医療法人 みやうち 理事長 野村 昭太郎
工場又は事業場の所在地及び名称	廿日市市宮内字佐原田 4209-2 廿日市野村病院

2 申請の内容

72 し尿処理施設の使用の方法を変更し、汚水等の処理の方法を変更する。また、No.1 排水口の通常排出量を変更し、No.6 排水口を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

		変更前	変更後
種類		72 し尿処理施設（合併処理浄化槽）	
工期等	工事着手予定年月日	既設	許可後直ちに
	工事完成予定年月日		着手後直ちに
	使用開始予定年月日		完成後直ちに

使用の方法	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		110	135	118

(2) 汚水等の処理の方法

合併処理浄化槽

		変 更 前				変 更 後			
工期等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設				許可後直ちに			
	工 事 完 成 予 定 年 月 日					着手後直ちに			
	使 用 開 始 予 定 年 月 日					完成後直ちに			
使用の方法	項 目	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	110	135	110	135	118	135	118	135

(3) 排水の汚染状態

(その1)

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通 常	最 大	通 常	最 大

No. 1 排水 口	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	110	135	118	135
------------------	--	-----	-----	-----	-----

(その2) 排水口 No. 6 (雨水専用) 新設

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成21年5月25日から平成21年6月15日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境政策課